

栃木労働局と栃木県信用保証協会、全国健康保険協会栃木支部、健康保険組合連合会栃木連合会、栃木県と「健康保持・増進及び働き方改革に係る連携に関する協定」を締結しました。

栃木労働局（局長 白兼 俊貴）では、平成 29 年 11 月 29 日に栃木県信用保証協会、全国健康保険協会（協会けんぽ）栃木支部、健康保険組合連合会栃木連合会及び栃木県と「健康保持・増進及び働き方改革に係る連携に関する協定」を締結しました。

本協定は、相互の連携強化を図ることで栃木県内の労働者の健康保持・増進、働き方改革を推進し、栃木県の発展に寄与することを目的としています。



【連携事項】

- (1) 目的を達するため、具体的な取組を協議の上連携して実施する。
- (2) 相互に連携して取組の周知・広報に努める。
- (3) 取組の推進にあたり定期的に協議を行うものとする。

なお、連携事項の具体的な取組として、栃木県信用保証協会は、従業員の健康増進や女性・若者の活躍の推進等に積極的に取り組む中小企業・小規模事業者（※）を応援する[健康・働き方応援保証“はつらつ”](#)を創設し、平成 29 年 12 月 1 日より運用が開始されます。

※[「くるみん」](#)・[「プラチナくるみん」](#)、[「えるぼし」](#)、[「ユースエール」](#)、[「安全衛生優良企業」](#)、「健康経営優良法人」、「男女生き生き企業」の認定企業など